

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△懸賞金付定期預金の賞金の評価

Q: 懸賞金付定期預金で懸賞金が当たった場合、税金がかかるのでしょうか。

また、懸賞金がお金以外のものであった場合はどうなるでしょうか。

A: 所得税15%、住民税5%の合わせて20%の税金が源泉徴収されます。

【解説】

懸賞金付定期預金は、発売以来ずいぶん人気を博していますが、この懸賞金については平成7年度の税制改正により20%の源泉徴収が行われます。

懸賞金には、金銭だけでなく自転車や冷蔵庫などの物品もあり、これについての評価の取扱いが注目されていました。

懸賞金を金銭以外のもので交付した場合の評価は下記のようになります。

商品券	券面額
貴金属、美術工芸品	それを受けたこととなつた日の価額(時価)
旅行等の招待券	その代金
その他の物品	小売販売価額の60%

また、懸賞金が金銭と物品等のどちらかを選択できる場合には、その選択できる金銭の額に対して課税されます。

例えば、3万円又は自転車を選択できる場合に自転車を選んだケースでは、自転車の評価は3万円となります。

商品等を複数から選択する場合は、選んだものの価額となります。

